

新潟青陵学会会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、新潟青陵学会（以下、「本会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 本会は、新潟青陵大学（以下「本学」という。）における学術研究の活性化を図り、会員相互の緊密な交流による学際的、かつ、独創的な研究成果を挙げるとともに、その成果の社会への還元に積極的に努め、地域に貢献することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 学術集会・講演会等の開催
- 二 会誌の編集・発行
- 三 研究・調査等の実施及び情報提供
- 四 卒業生との連携研究及び情報提供
- 五 その他、本会の目的達成に必要な事業

第2章 正会員・学生会員・賛助会員及び名誉会員

(正会員)

第4条 本学専任教員を正会員とする。

2 本会の目的に賛同する者は、役員会の承認を得て正会員とする。

(学生会員)

第5条 本学の在学生（大学院生を含む）を学生会員とする。但し、在学生のうち本学専任教員は正会員とする。

2 学生会員は、卒業・修了とともに学生会員の資格を失う。

(賛助会員)

第6条 本会の目的に賛同し、本会を支援する法人又は団体は、役員会の承認を得て賛助会員となる。

(会費の納入)

第7条 本会の正会員、学生会員及び賛助会員（以下、本条において「会員」という。）は、所定の会費を納入しなければならない。

2 会員は、学会誌の配布を受け、かつ、本会が開催する事業に参加することができる。

(会員資格)

第8条 本学専任教員以外の正会員及び賛助会員は、次により会員資格を失う。

- 一 退会を希望して役員会で受理された場合
- 二 所定の会費を2年間に亘って滞納した場合
- 三 本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に反する行為があり、役員会において除名が適当

と判断した場合

(名誉会員)

第9条 正会員に功績があった者を名誉会員とすることができる。

第3章 役員会及び総会

(役員会)

第10条 本会に、次の役員を置き、役員会を構成する。

- 一 会長 1人
- 二 理事 10人
- 三 監事 2人

2 役員任期は、2年とし再任を妨げない。

3 役員会に議長を置き、会長をもって充てる。

4 会長は、理事総数の3分の1以上から役員会の招集を請求された場合はこれを召集しなければならない。

5 役員会は、役員総数の過半数の出席がなければ会議を開き、議決することができない。

6 前項の場合においては、役員会に付議される事項について書面をもって、あらかじめ意思を表示したものは、出席者とみなす。

7 役員会の議事は出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(役員選出)

第11条 役員選出は、次の各号のとおりとする。

- 一 会長は、学長を以て充てる。なお、会長の指名により会長代行を置くことができる。
- 二 理事は、看護学部・福祉心理子ども学部において各4名を選出する。
- 三 監事は、学識経験者等のうちから、役員会において選出する。

(役員職務)

第12条 役員は、次の職務を行う。

- 一 会長は、本会の会務を統括する。
- 二 理事は、本会の事業を企画執行するとともに本会の会計を処理する。
- 三 監事は、本会の事業及び会計を監査する。

(総会)

第13条 総会は、会長が招集する。

2 総会は、毎年6月に招集する定例会と必要に応じて招集する臨時会に区分する。

3 会長は、会員総数の5分の1以上から総会の招集を請求された場合には、これを召集しなければならない。

4 総会は、正会員の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決することができない。

5 前項の場合において、総会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

(総会の議決)

第14条 総会は、会則に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- 一 事業計画および収支予算
 - 二 事業報告および収支決算
 - 三 その他、役員会が必要と認めた事項
- 2 総会の議決は、出席者の過半数を持って決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第4章 学術集会

(学術集会)

第15条 本会に学術集会を置く。

(学術集会長)

第16条 学術集会に学術集会長（以下「集会長」という。）を置く。

- 2 集会長は、会員の中から役員会が選出し、総会の承認を得るものとする。
- 3 集会長の任期は1年とし、再任を妨げない。
- 4 集会長は、学術集会を主宰する。

(学術集会の運営)

第17条 学術集会は、毎年1回開催する。

- 2 集会長は、学術集会企画委員を委嘱し、学術集会企画委員会を組織する。
- 3 学術集会企画委員会は、学術集会の企画運営その他を審議する。

第5章 会誌等

(編集委員会)

第18条 本会に会誌等の発行を行うため、編集委員会を置く。

- 2 編集委員長は、役員の内選により選出する。
- 3 編集委員長は、担当委員を委嘱し、会誌等の発行について審議する。
- 4 会誌等の発行は、原則年1回とする。

第6章 補 則

(会 計)

第19条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

- 2 本会の運営は、会費、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

(会 費)

第20条 正会員の会費は年額7千円、但し専任教員以外の本学卒業生・修了生並びに研究生の会費は年額2千円、学生会員の会費は年額5百円、賛助会員の会費は年額1万円とする。

(事務局)

第21条 本会の事務局は、新潟青陵大学内に置く。

- 2 事務所管は、本学図書課に置く。

(会則の変更)

第23条 会則の変更は、総会の議決を必要とする。

附 則

この会則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、2023 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、2026 年 6 月 4 日から施行する。